

仮定法の倒置をめぐる

野村 忠央

1. はじめに

本稿では(1)、(2)に見られるような仮定法倒置条件節(*inverted subjunctive conditional clause*)の形式的特徴、それを導く助動詞、その起源について、統語論・意味論の立場から論ずる。なお、(3)のような仮定法現在の倒置条件節は現代では決まり文句的仮定法(*formulaic subjunctive*)に限られ生産的ではないため、本稿では扱わない。

(1) *Were it not for electricity, our life wouldn't be the same. / Should you have any questions, please feel free to ask.*

(2) *Had it not been for his help, I could not have won the race. (3) Be it ever so humble, there's no place like home.*

なお、仮定法倒置条件節は第2節でも論ずるように、確かに文語的構文ではあるが、それは決して使用頻度が低い構文ではない。なぜなら、筆者もアルク編 (2019: 32)の(4)の指摘に同意するが、(1)やアルク編のインタビュー例、新田 (1994: 128)の映画からの用例(14a)など、実例を容易に目にするができるからである。

(4) ちなみに「仮定法の倒置は古い英語」なんて言われることもありますが、これはほとんどない誤解です。

実際には、ビジネスライターにも使われますし、英字新聞でもよく見かけます。特に新聞の場合、見出しで使うと、*if*のたった1語とは言え短縮できますので、そういう意味でも重宝されています。

2. 仮定法倒置条件節の形式的特徴

まず、仮定法倒置条件節の特徴を概観する。第1に、仮定法倒置条件節は形式的(*formal*)、文語的(*literary*)である(江川 (1990: 258)、安井 (1996: 324)、綿貫・ピーターセン (2006: 200)など参照)。第2に、仮定法倒置条件節では(5)に示されるように *was* は用いられない(通例の *if* 節中では *was* も可能であることに注意)。

(5) *If it was/were not for the fact that he is older and bigger than me, I would smash him. (or: Were/*Was it not for the fact that ...)* (Declerck 1991: 431)

この理由について、(i) *was* には[+Subjunctive]素性がないため(あるのは[Past]素性のみ)、(ii) *was* の使用は口語的、しかし倒置文は文語的であるため文体的に衝突するため、という2つの理由が考えられるが、(ii)が妥当だと考えられる。なぜなら、(5)や下記(6)に示す通り、*was* の使用自体が非文法的な訳ではないからである。

(6) *If Bill was/were here, he would say the same thing.*

第3に、興味深いことであるが、(7)、(8)に示されるように仮定法倒置条件節では否定縮約形が用いられない(Quirk et al. (1985: 1094), Declerck (1991: 430), Swan (2005: 235, 238), 中野 (2016: 63)など参照)。

(7) *Were he not to come ... (*Weren't he to come ...)* (Declerck 1991: 430)

(8) *Had we not spent all our money already, ... (NOT ~~Hadn't we spent~~ ...)* (Swan 2005: 280)

これについても統語論的理由というよりは、縮約形の使用は口語的であるのに対し、倒置文は文語的であるので文体的に衝突すると考えるのが適切であると考えられる。なぜなら、(9a, b)に示す通り、通常の条件節では縮約形の使用は全く問題ない語順の連鎖であるからである。

(9) a. *If we hadn't spent all our money already, ... (cf. (8))* b. *If it weren't for our help, ...* (Declerck 1991: 431)

第4に、仮定法倒置条件節を導く助動詞は現代ではほぼ *had*, *were*, *should* にほぼ限られる(Jespersen (1933: 371), 江川 (1990: 258)、Huddleston and Pullum (2002: 970)、綿貫・ピーターセン (2006: 200)、Swan (2005: 238)、中野 (2016: 62)など参照)。これについては、統語的に[+Subjunctive]の素性を有した助動詞要素のみが潜在的に倒置が可能であると考えるのが妥当である(この場合、「*have*・*be* 繰り上げ」が適用される *had* や *be* も統語的には[+Aux]の語彙項目と考えられる点に注意)。

(10) a. [+Aux][+Subjunctive]→*were, did, had; would, should, could, might*

b. [+Aux][-Subjunctive]→*will, shall, can, may, must, dare, need, ought to*

そうすると、(10a)のリストのうち、*had*, *were*, *should* 以外の助動詞が問題になるが、本稿ではそれらも潜在的には倒置条件節が可能であると主張する。なぜなら、例えば、*could* や *might* の倒置条件節は現代英語ではまれではあるものの、Quirk et al. (1985)や安藤 (2005)が示すように、(11)のような例が可能であるからである。

(11) *Might/Could I but see my native land, I would die a happy man.* (Quirk et al. 1985: 1094, 安藤 2005: 849)

また、*did* を用いた仮定法倒置条件節も Koopman and Sportiche (1991: 250)が示しているように現代英語では非文であると判断するのが理論言語学的直観であろうが、以下の実例が示すように、後期近代英語やほんの数十年前までの、20世紀後半の英語(現代英語に区分される)まで散見されていたこともまた事実である。

(12) a. *Did I desire it, I could destroy thee where thou art.* (1905年、Henry Haggard)

b. There are other articles, to which, *did* time permit, we might draw attention. (Curme 1931: 327)

c. Even *did* such circumstances exist, I would have to seek the bishop's dispensation. (1979 年, Jeffrey Archer)

3. 仮定法倒置条件節の起源

次に仮定法倒置条件節の起源について論ずる。大別して2つの立場がある。すなわち、*Were I a bird, I would fly to you.*のような例について、(i) *Am I a bird? If so, I would fly to you.*の如き疑問文を起源と考える疑問文起源説と、(ii) *Were I a bird!*の如き祈願文を起源と考える祈願文起源説である。(i) 疑問文起源説を支持する研究としては Jespersen (1933: 371), 大塚編 (1970: 274), Huddleston and Pullum (2002: 970), 安藤 (2005: 849) などがあ。一方、(ii) 祈願文起源説を支持する研究としては Curme (1931: 428), 江川 (1964: 257), 石橋編 (1973: 451), 細江 (1973: 84-86) などが挙げられる。

本稿は紙幅が限られており、両説の詳細については稿を別に譲りたいが、例えば、安藤は「これら二つの説の優劣をにわかに決定するのはできないが、ただ、(x)[=*Were we not very strong, it could never have been done.*(細江からの例)]のように否定的命題を祈願することは、意味論的に不自然であるように思われる」と述べている。

この問題は複雑なものがあり、両構文はある程度、相互に影響を及ぼして発達したものではないかと考えられるが、しかし、理論的には以下に示す理由から(ii) 祈願文起源説が妥当であると筆者は考える(ちなみに Jespersen (1940: 374)は(i) を支持しつつ、しかし、疑問文がこの構文の唯一の源ではないとも述べている)。

第1に、疑問文と倒置条件節のイントネーションは異なる。第2に安藤の反論についてであるが、祈願文は肯定的な願望(benediction)だけでなく、Grammar *be hanged!*のような否定的な呪い(malediction)も祈願可能であり、必ずしも否定的命題を祈願することが意味論的に不自然であるとは言えない。第3に、例えば、*Were I a bird, I would fly to you.*の起源が疑問文であるなら、**Were I a bird?*がそもそも存在しなければならないがそれは非文である。第3に、これに関連して、逆に文法的な直説法の疑問文たる *Are you free this afternoon?*を用いて、

(13) **Are you free this afternoon, we can go and look at some houses.* (cf. Huddleston and Pullum (2002: 970))

のような倒置条件節を作っても、それは非文法的である。つまり、倒置条件節において重要な素性は[+Q]ではなく[+Subjunctive]であると結論できる。第4に、疑問文説であれば倒置条件節が基本的に前置することを予測するが、実際には後置する実例も数多く存在する(但しこれは文法化の結果と考えることも可能かもしれない)。

(14) a. We'll take it over *should you* default. b. Please feel free to contact me *should you* have any questions.

第5に、ドイツ語の祈願文((15a)参照)と倒置条件節((15b)参照)も同様の接続法の形態を用いる。

(15) a. *Möge das neue Jahr viel Glück bringen!*(新しい年が多幸でありますように)

b. *Hätte ich genug zeit, so würde ich dir helfen.*(時間が十分あれば君の手助けをするのだが)(在間 2006: 98)

第6に傍証として、ゲルマン語では祈願法(optative mood)は仮定法(subjunctive mood)と合流して1つとなつたとされており(つまり、古英語以来、英語には祈願法独自の形態は存在しない)(荒木・安井編 (1992: 963)など参照)、祈願文も倒置条件節も[+Subjunctive]の素性が存在するという仮説と整合的である。

4. おわりに、残された課題

以上、本稿では仮定法倒置条件節の特徴、そこに現れる助動詞、その起源について論じた。起源についての残された課題としては、堀田 (2018)が古英語・中英語期が挙げている中立的条件(直説法)の倒置条件節の例や現代ドイツ語でも直説法の倒置条件節が散見する(筆者調査)ことなどを総合的に捉えることなどが挙げられる。

参考文献

安藤貞雄 (2005)『英文法講義』開拓社。/ 荒木一雄・安井稔編 (1992)『現代英文法辞典』三省堂。/ アルク編 (2019)「特集「Deep な文法」シリーズ vol. 1: 仮定法 完全攻略」*English Journal* 2019 年 3 月号。/ Curme, G. O. (1931) *Syntax*. Heath. / Declerck, R. (1991) *A Comprehensive Descriptive Grammar of English*. Kaitakusha. / 江川泰一郎 (1991)『英文法解説』(改訂三版)金子書房。/ 細江逸記 (1973)『動詞叙法の研究』(第3版)篠崎書林。/ 堀田隆一 (2018)「if を使わずに V+S とする条件節」『hellog~英語史ブログ#3517』(2018.12.13) / Huddleston, R. and G. K. Pullum (2002) *The Cambridge Grammar of the English Language*. CUP. / 石橋幸太郎編 (1973)『現代英語学辞典』成美堂。/ Jespersen, O. (1933) *Essentials of English Grammar*. George Allen and Unwin. / Jespersen, O. (1940) *MEG, Part V*. Munksgaard. / Koopman, H. and D. Sportiche (1991) “The Position of Subjects.” *Lingua* 85: 211-258. / 中野清治 (2016)『英語仮定法を洗い直す』開拓社。/ 新田晴彦 (1994)『映画で学ぶ生きた英語表現：もしももしもの仮定法学習』スクリーンプレイ出版株式会社。/ 大塚高信編 (1970)『新英文法辞典』三省堂。/ Quirk, R., et al. (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*. Longman. / Swan, M. (2005³) *Practical English Usage*. OUP. / 綿貫陽・マーク・ピーターセン (2006)『表現のためのロイヤル英文法』旺文社。/ 安井稔 (1996)『改訂版 英文法総覧』開拓社。/ 在間進 (2006)『詳解ドイツ語文法』大修館書店。